

保護者の皆様へ

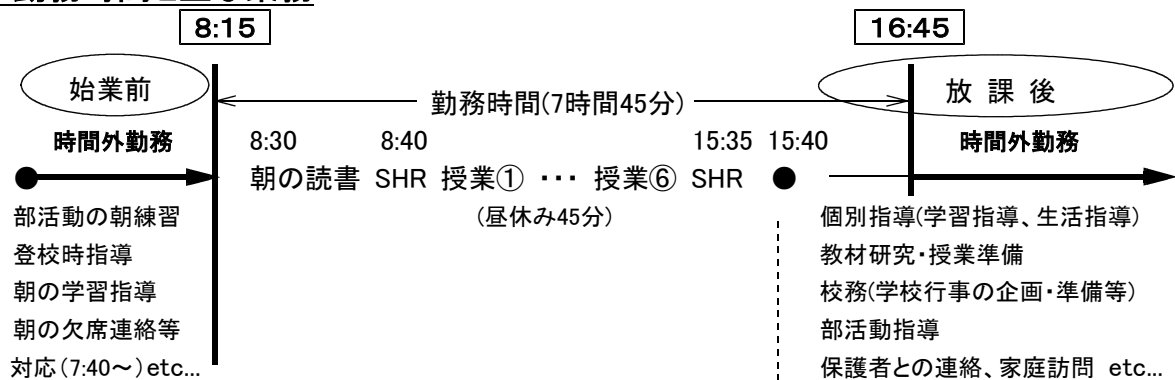
栃木県立宇都宮白楊高等学校長
野島 忠夫

本校の「働き方改革」について

県教育委員会において、教員が心身の健康を保ちながら様々な課題に的確に対応し、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせるため、教員が子どもたちと向き合うことができる教育環境の実現を目指し、本年1月8日に「学校における働き方改革推進プラン」が策定されました。

本校におきましても、今年度より、このプランに基づく働き方改革を実施いたします。

本校の勤務時間と主な業務



本校の勤務状況

- ◇本校の勤務時間は、8:15から16:45です。
- ◇昼休みなどの休憩時間にも、生徒面談などを行っています。
- ◇勤務時間の開始前に登校指導や学習指導を行い、勤務時間の終了後にも個別指導や部活動指導などを行っています。これらは、すべて時間外勤務に当たります。

平日1日平均4時間以上の時間外勤務は、平日だけでいわゆる「過労死ライン」(月の時間外勤務時間80時間)に相当します。本校の場合、20:45まで勤務すると、放課後の時間外勤務時間だけで、過労死ラインに達します。したがって、本校の最終退勤時間を20:45と設定しました。

また、夏季休業中の令和元年8月13日・14日・15日の3日間を学校閉庁日としました。

1日平均4時間以上時間外勤務を行っている本県教員の割合

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
16.5%	39.1%	9.8%	4.4%	17.5%

「学校における働き方改革に関するアンケート」(H30.7月 県教育委員会)

高等学校の教員では、約10人に1人が、いわゆる「過労死ライン」を超えています。

お願い

本校では、学校運営や教育活動の内容等について、必要に応じて見直しを行い、学習指導・進路指導・生徒指導等の教育活動の更なる充実を目指すとともに、教職員の心身の健康を保持するため、時間外勤務時間の縮減を行って参ります。

生徒の自己実現に向けた教育活動の充実に向け努めて参りますので、保護者の皆様には、この現状をご理解いただき、今後とも、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。